

こども文教委員会 案件一覧

(令和7年2月26日・27日開催分)

○付託議案審査 6件

| 部局 | 上 程 順 (案) | 件 名 | 資料 番号 | 説明者 (所管課長名等) |
|--------|--------------------|---|----------|------------------|
| 教育委員会 | 6 | 第 63 号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例 | 1 | 高野 学務課長 |
| こども家庭部 | 1 | 第 58 号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例 | 1 | 青木 子育て支援事業調整担当課長 |
| | 2 | 第 59 号議案 大田区立多摩川集会室条例の一部を改正する条例 | 2 | 長沼 子育て支援課長 |
| | 3 | 第 60 号議案 大田区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例 | 3 | 松尾 子ども家庭支援センター所長 |
| | 4 | 第 61 号議案 大田区立保育園条例の一部を改正する条例 | 4 | 柳沢 保育サービス課長 |
| | 5 | 第 62 号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 5 | 齋藤 保育サービス推進担当課長 |

○補正予算案の説明 2件

| 部局 | 報 告 順 | 件 名 | 資料 番号 | 説明者(所管課長名) |
|--------|-------------|----------------------------------|----------|------------|
| 教育委員会 | 1 | 令和6年度一般会計第5次補正予算案の概要について(教育総務部) | 1 | 鈴木 教育総務課長 |
| こども家庭部 | 2 | 令和6年度一般会計第5次補正予算案の概要について(こども家庭部) | 1 | 長沼 子育て支援課長 |

○所管事務報告 14 件

| 部局 | 報告順 | 件名 | 資料番号 | 説明者(所管課長名) |
|-------|--------|--|--------------------------------|--|
| 共通 | 1 | 学校休業日等における学童保育の開室時間の前倒しについて | 1 | 長岡 教育総務部副参事 (教育地域力担当) 青木 子育て支援事業調整 担当課長 |
| 教育委員会 | 2 | 学童保育オンライン申請システム構築業務委託事業者の募集について | 1 | 長岡 教育総務部副参事 (教育地域力担当) |
| | 3 | 令和7年度大田区地域開放事業委託事業者の募集について | 2 | 長岡 教育総務部副参事 (教育地域力担当) |
| | 4 | 大田区通学路交通安全プログラムに基づく通学路における合同点検の実施状況について | 3 | 長岡 教育総務部副参事 (教育地域力担当) |
| | 5 | 令和7年度学校施設の改築着手校等について | 4 | 小野澤 教育施設担当課長 |
| | 6 | 令和6年度第23回ものづくり教育・学習フォーラムの開催報告について | 5 | 細田 指導課長 |
| | 7 | 令和7年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託事業者の選定結果について | 6 | 細田 指導課長 |
| | 8 | 令和7年度大田区立図書館の休館日程について | 7 | 後藤 大田図書館長 |
| | こども家庭部 | 9 | 大田区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の見直しについて | 1 |
| 10 | | 大田区立東嶺町児童館の施設呼称及び児童館内一時預かり事業の実施時間の変更について | 2 | 青木 子育て支援事業調整 担当課長 |
| 11 | | 大田区産後家事・育児援助事業(ぴよぴよサポート)に係る事業者の選定結果について | 3 | 青木 子育て支援事業調整 担当課長 |
| 12 | | 今後の大田区のこども家庭支援体制について | 4 | 山本 子ども家庭総合支援 センター開設準備室長 |
| 13 | | 保育園における給食調理業務委託の事業者選定の結果等について | 5 | 柳沢 保育サービス課長 |
| 14 | | 令和7年度認可保育園等一次利用調整の結果について | 6 | 柳沢 保育サービス課長 |

第63号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例

1 改正理由

受益者負担の適正化の観点から、施設及び付帯施設に係る利用料金の限度額を見直すため、改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和8年4月1日から施行する。

大田区立学校校外施設設置条例（昭和48年条例第31号）

新旧対照表

| 新 | | | 旧 | | |
|---|---------------|----------------|---|---------------|----------------|
| ○大田区立学校校外施設設置条例 昭和48年6月15日 条例第31号 | | | ○大田区立学校校外施設設置条例 昭和48年6月15日 条例第31号 | | |
| 目次（略） 第1条から第22条まで（略） 別表第1（第11条、第20条関係） | | | 目次（略） 第1条から第22条まで（略） 別表第1（第11条、第20条関係） | | |
| 施設名 | 1人1泊 | 1部屋1泊 | 施設名 | 1人1泊 | 1部屋1泊 |
| 児童宿泊室 | <u>2,500円</u> | <u>15,000円</u> | 児童宿泊室 | <u>2,000円</u> | <u>12,000円</u> |
| 引率室 | <u>2,500円</u> | <u>7,500円</u> | 引率室 | <u>2,000円</u> | <u>6,000円</u> |
| バリアフリー室 | <u>2,500円</u> | <u>7,500円</u> | バリアフリー室 | <u>2,000円</u> | <u>6,000円</u> |
| 備考 (1) 人単位又は部屋単位の利用及び各部屋の定員は、委員会規則で定める。 (2) 児童宿泊室を部屋単位で利用する場合において、6人を超えて利用するときは、1人増すごとに1人当たり <u>2,500円</u> を徴収する。 | | | 備考 (1) 人単位又は部屋単位の利用及び各部屋の定員は、委員会規則で定める。 (2) 児童宿泊室を部屋単位で利用する場合において、6人を超えて利用するときは、1人増すごとに1人当たり <u>2,000円</u> を徴収する。 | | |

| 新 | | | | 旧 | | | |
|---|------|---------------|------|---|------|---------------|------|
| <p>(3) 区内に在住し、在勤し、又は在学する者及びその同居の親族以外の者に係る利用料金の額は、人単位及び部屋単位のいずれの場合においても、本表利用料金の額に1人当たり <u>1,300円</u> を加えた額とする。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> | | | | <p>(3) 区内に在住し、在勤し、又は在学する者及びその同居の親族以外の者に係る利用料金の額は、人単位及び部屋単位のいずれの場合においても、本表利用料金の額に1人当たり <u>1,050円</u> を加えた額とする。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> | | | |
| 別表第2 (第11条、第20条関係) | | | | 別表第2 (第11条、第20条関係) | | | |
| 付帯施設名 | 区分 | 金額 | 摘要 | 付帯施設名 | 区分 | 金額 | 摘要 |
| 調理実習室 | 1時間 | <u>660円</u> | 貸切利用 | 調理実習室 | 1時間 | <u>530円</u> | 貸切利用 |
| 工作体験室 | 1時間 | <u>660円</u> | 貸切利用 | 工作体験室 | 1時間 | <u>530円</u> | 貸切利用 |
| 多目的室1 | 1時間 | <u>660円</u> | 貸切利用 | 多目的室1 | 1時間 | <u>530円</u> | 貸切利用 |
| 多目的室2 | 1時間 | <u>660円</u> | 貸切利用 | 多目的室2 | 1時間 | <u>530円</u> | 貸切利用 |
| 多目的スペース | 1時間 | <u>1,300円</u> | 貸切利用 | 多目的スペース | 1時間 | <u>1,050円</u> | 貸切利用 |
| 飯ごう炊さん場(かまど) | 1回1基 | <u>660円</u> | | 飯ごう炊さん場(かまど) | 1回1基 | <u>530円</u> | |
| 体育室 | 1時間 | <u>1,000円</u> | 貸切利用 | 体育室 | 1時間 | <u>840円</u> | 貸切利用 |
| スポーツ広場 | 1時間 | <u>1,000円</u> | 貸切利用 | スポーツ広場 | 1時間 | <u>840円</u> | 貸切利用 |
| 備考 利用時間の区分は、指定管理者が定める。 | | | | 備考 利用時間の区分は、指定管理者が定める。 | | | |
| <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。</u></p> | | | | | | | |

受益者負担の適正化に向けた施設使用料の見直しについて

概 要

- 施設使用料は、施設サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があるとあり、原則4年ごとに見直しを行うこととしており、施設使用料の基本的な考え方にに基づき、令和7年第一回定例会において施設使用料の改定、令和8年4月に条例施行を予定している（一部施設（大田区民ホール等）は令和8年10月施行）。
- こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を目的として取り組むもの。

対象施設

- 公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、施設使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要がある。
- 具体的には、施設サービスを「公共性と市場性」「必需性と選択性」で分類し、区分に応じた受益者負担割合を定める。
- 施設使用料の見直し対象は、全ての公共施設のうち、受益者負担割合区分④⑤に該当する施設とする。（一斉見直しにおける対象施設数は93、条例数は23、規則数は23）

■公共性と市場性

同様のサービス提供が民間では困難な施設か、または可能な施設か。

■必需性と選択性

大半の区民が必要とする施設か、または個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設か。

施設使用料の主な算定基準

■施設使用料

1㎡・1時間当たりの使用料原価
 ×貸出面積×使用時間×(補正係数)×受益者負担割合

■1㎡・1時間 当たりの使用料原価

対象経費合計÷貸出面積÷利用可能時間

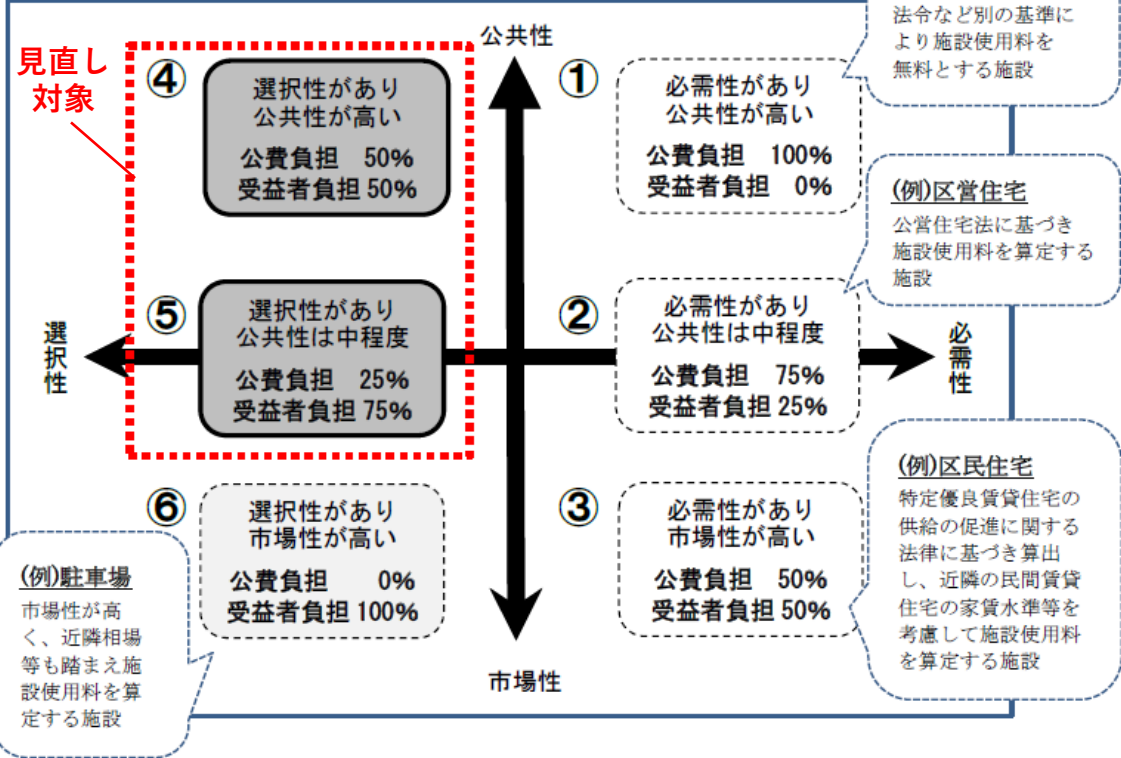
■個人利用施設使用料

対象経費合計÷利用者数×受益者負担割合

■対象経費

- 人 件 費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費
- 維持管理費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費
- 資本的経費：施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費

<受益者負担区分>



■補正係数等

- 使用区分（曜日・時間帯別）の施設使用料の設定
 曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とする。ただし、従前の経過や利用実態等を勘案し、施設使用料に差を設けることができるものとする。
- 体育室等
 区民センターや文化センターの体育室等については一室あたりの所要面積が大きく、単純に原価により施設使用料を算定すると施設使用料額が非常に高額となってしまうことから、利用実態を考慮して補正を行う。

■激変緩和措置

施設使用料額が現行と比較して25%を超える増減となる場合は、25%を上限額とする激変緩和措置を講じる。

■今後のスケジュール



(参考) 政策的減免

公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置し、区民が利用しやすい施設使用料を設定しているため、全額納付を基本とする。ただし、利用者支援や施設利用の促進など政策的に利用者負担を軽減する必要がある場合には、施設使用料を減額または免除ができることとする。

今後は、施設の設置目的や利用目的等を鑑み、政策的効果を検証し、負担と公平性のバランスを十分図りつつ、減免基準（対象者の範囲も含む）の統一化を進めていく。

第58号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例

1 改正理由

(1) 大田区立東嶺町児童館は、令和7年4月1日付で乳幼児及びその保護者を対象とした事業内容等（一時預かり事業含む）に変更する。

これに伴い、当該施設の利用対象者を定めるとともに、大田区立児童館条例における施設の位置づけを「児童館分室」に変更するため、以下のとおり施設名称を改める。

| | |
|-------|--------------------|
| 【現在】 | 大田区立東嶺町児童館 |
| 【変更後】 | 大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室 |

(2) 中高生ひろば羽田内音楽スタジオの利便性及び稼働率の向上を目的に、利用者ニーズに柔軟に対応するため、音楽スタジオの使用の時間区分を規則にて定める。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和7年4月1日から施行する。

大田区立児童館条例（昭和42年条例第9号）

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| ○大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号 | ○大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号 |
| 第1条から第3条まで（略） （使用） | 第1条から第3条まで（略） （使用） |
| 第4条 児童館を使用することができる者は、小、中学生及び乳幼児並びにこれらの者の保護者（ <u>大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室にあつては、乳幼児及びその保護者</u> ）とする。ただし、一時預かり事業を利用する場合を除き、乳幼児は、保護者の同伴を必要とする。 | 第4条 児童館を使用することができる者は、小、中学生及び乳幼児並びにこれらの者の保護者とする。ただし、一時預かり事業を利用する場合を除き、乳幼児は、保護者の同伴を必要とする。 |
| 2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる場合は、あらかじめ区長の承認を得て、児童館を使用することができる。 | 2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる場合は、あらかじめ区長の承認を得て、児童館を使用することができる。 |

| 新 | | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|------------|----------------|---------------|-------------------------|-------------|----------------|-----|-----------|--------------|---|----|-----|--------------|--|---------------|-----|-----------------|-------------|----------------|-----|-----------|----------------|--------|-----|-----------|------------|---------------|---------------|--|----|-----|--------|--------|--------|--------|--|--|-----|--|--|--|--|
| (1) 地域における子育て活動を行う場合 | (1) 地域における子育て活動を行う場合 | (2) 地域における青少年活動を行う場合 | (2) 地域における青少年活動を行う場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 前2項の規定にかかわらず、大田区立東糶谷児童館羽田分室及び大田区立多摩川児童館新蒲田分室を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。 | 3 前2項の規定にかかわらず、大田区立東糶谷児童館羽田分室及び大田区立多摩川児童館新蒲田分室を使用することができる者は、中高生ひろば事業を利用できる者とする。ただし、区長が中高生ひろば事業に支障がないと認めるときは、この限りでない。 | 4 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。 | 4 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5条から第13条まで (略) | 第5条から第13条まで (略) | 別表第1 (第2条関係) | 別表第1 (第2条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森中児童館から</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 田園調布本町児童館まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>同 田園調布本町児童館東嶺町分室</u></td> <td>同 東嶺町 20番4号</td> </tr> <tr> <td>同 田園調布二丁目児童館から</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 蒲田児童館まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 大田区立大森中児童館から | (略) | 同 田園調布本町児童館まで | | <u>同 田園調布本町児童館東嶺町分室</u> | 同 東嶺町 20番4号 | 同 田園調布二丁目児童館から | (略) | 同 蒲田児童館まで | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森中児童館から</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 田園調布本町児童館まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>同 東嶺町児童館</u></td> <td>同 東嶺町 20番4号</td> </tr> <tr> <td>同 田園調布二丁目児童館から</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同 蒲田児童館まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 大田区立大森中児童館から | (略) | 同 田園調布本町児童館まで | | <u>同 東嶺町児童館</u> | 同 東嶺町 20番4号 | 同 田園調布二丁目児童館から | (略) | 同 蒲田児童館まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大田区立大森中児童館から | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 田園調布本町児童館まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>同 田園調布本町児童館東嶺町分室</u> | 同 東嶺町 20番4号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 田園調布二丁目児童館から | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 蒲田児童館まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大田区立大森中児童館から | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 田園調布本町児童館まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>同 東嶺町児童館</u> | 同 東嶺町 20番4号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 田園調布二丁目児童館から | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 蒲田児童館まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第2 (第4条、第6条関係) | 別表第2 (第4条、第6条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童館名</th> <th>施設名</th> <th>使用者</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立東糶谷児童館羽田分室</td> <td>音楽スタジオ</td> <td>事業者</td> <td>2時間につき300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジオ</td> <td>その他</td> <td>2時間につき1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 児童館名 | 施設名 | 使用者 | 使用料 | 大田区立東糶谷児童館羽田分室 | 音楽スタジオ | 事業者 | 2時間につき300円 | | ジオ | その他 | 2時間につき1,500円 | | | その他 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童館名</th> <th>施設名</th> <th>使用時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午後</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立東糶谷児童館羽田分室</td> <td>音楽スタジオ</td> <td>事業者</td> <td>10時から正午まで</td> <td>1時から午後3時まで</td> <td>3時から午後5時30分まで</td> <td>6時から午後8時30分まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジオ</td> <td>その他</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 児童館名 | 施設名 | 使用時間 | 午前 | 午後 | 午後 | 午後 | 大田区立東糶谷児童館羽田分室 | 音楽スタジオ | 事業者 | 10時から正午まで | 1時から午後3時まで | 3時から午後5時30分まで | 6時から午後8時30分まで | | ジオ | その他 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | | | その他 | | | | |
| 児童館名 | 施設名 | 使用者 | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大田区立東糶谷児童館羽田分室 | 音楽スタジオ | 事業者 | 2時間につき300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ジオ | その他 | 2時間につき1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童館名 | 施設名 | 使用時間 | 午前 | 午後 | 午後 | 午後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大田区立東糶谷児童館羽田分室 | 音楽スタジオ | 事業者 | 10時から正午まで | 1時から午後3時まで | 3時から午後5時30分まで | 6時から午後8時30分まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ジオ | その他 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p><u>備考</u></p> <p><u>1 使用の時間区分は、規則で定める。</u></p> <p><u>2 この表において「事業利用者」とは、第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。</u></p> <p><u>3 この表において「その他の者」とは、第4条第3項ただし書の規定により区長が認める者をいう。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> | <p><u>備考</u></p> <p><u>1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</u></p> <p><u>2 2使用時間以上の使用の場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで、午後3時から午後3時30分まで及び午後5時30分から午後6時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る料金は徴収しない。</u></p> <p><u>3 この表において「事業利用者」とは、第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。</u></p> <p><u>4 この表において「その他の者」とは、第4条第3項ただし書の規定により区長が認める者をいう。</u></p> |

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| こども家庭部 資料2番 |
| 所管 子育て支援課 |

第59号議案 大田区立多摩川集会室条例の一部を改正する条例

- 1 改正理由
受益者負担の適正化の観点から使用料を見直すため、改正する。
- 2 改正内容（案）
新旧対照表のとおり
- 3 施行予定年月日
令和8年4月1日から施行する。

大田区立多摩川集会室条例（平成10年条例第64号）
新旧対照表

| 新 | | | | | | 旧 | | | | | |
|--|-----|---------|-----------|------------|------------|--|-----|---------|-----------|------------|------------|
| ○大田区立多摩川集会室条例 平成10年6月25日 条例第64号 第1条から第11条（略） 別表（第4条関係） | | | | | | ○大田区立多摩川集会室条例 平成10年6月25日 条例第64号 第1条から第11条（略） 別表（第4条関係） | | | | | |
| 使用区 分 施設名 | 使用日 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 | 使用区 分 施設名 | 使用日 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
| | | 午前9時～正午 | 午後1時～午後5時 | 午後6時～午後10時 | 午前9時～午後10時 | | | 午前9時～正午 | 午後1時～午後5時 | 午後6時～午後10時 | 午前9時～午後10時 |
| 第一集会室 | 平日 | 560円 | 1,200円 | 1,700円 | 3,460円 | 第一集会室 | 平日 | 740円 | 1,500円 | 2,200円 | 4,440円 |

| 新 | | | | | | 旧 | | | | | |
|-----|------|-------------|--------------|--------------|--------------|-----|------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | 土曜日・ | <u>660円</u> | <u>1,300</u> | <u>2,000</u> | <u>3,960</u> | | 土曜日・ | <u>860円</u> | <u>1,700</u> | <u>2,600</u> | <u>5,160</u> |
| | 日曜日・ | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> | | 日曜日・ | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> |
| | 休日 | | | | | | 休日 | | | | |
| 第二集 | 平日 | <u>560円</u> | <u>1,200</u> | <u>1,700</u> | <u>3,460</u> | 第二集 | 平日 | <u>740円</u> | <u>1,500</u> | <u>2,200</u> | <u>4,440</u> |
| 会室 | | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> | 会室 | | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> |
| | 土曜日・ | <u>660円</u> | <u>1,300</u> | <u>2,000</u> | <u>3,960</u> | | 土曜日・ | <u>860円</u> | <u>1,700</u> | <u>2,600</u> | <u>5,160</u> |
| | 日曜日・ | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> | | 日曜日・ | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> |
| | 休日 | | | | | | 休日 | | | | |
| 和室集 | 平日 | <u>580円</u> | <u>1,200</u> | <u>1,700</u> | <u>3,480</u> | 和室集 | 平日 | <u>760円</u> | <u>1,500</u> | <u>2,200</u> | <u>4,460</u> |
| 会室 | | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> | 会室 | | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> |
| | 土曜日・ | <u>700円</u> | <u>1,400</u> | <u>2,100</u> | <u>4,200</u> | | 土曜日・ | <u>920円</u> | <u>1,800</u> | <u>2,700</u> | <u>5,420</u> |
| | 日曜日・ | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> | | 日曜日・ | | <u>円</u> | <u>円</u> | <u>円</u> |
| | 休日 | | | | | | 休日 | | | | |

付 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

受益者負担の適正化に向けた施設使用料の見直しについて

概 要

- 施設使用料は、施設サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があり、原則4年ごとに見直しを行うこととしており、施設使用料の基本的な考え方に基づき、令和7年第一回定例会において施設使用料の改定、令和8年4月に条例施行を予定している（一部施設（大田区民ホール等）は令和8年10月施行）。
- こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を目的として取り組むもの。

対象施設

- 公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、施設使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要がある。
- 具体的には、施設サービスを「公共性と市場性」「必需性と選択性」で分類し、区分に応じた受益者負担割合を定める。
- 施設使用料の見直し対象は、全ての公共施設のうち、受益者負担割合区分④⑤に該当する施設とする。（一斉見直しにおける対象施設数は93、条例数は23、規則数は23）

■公共性と市場性

同様のサービス提供が民間では困難な施設か、または可能な施設か。

■必需性と選択性

大半の区民が必要とする施設か、または個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設か。

施設使用料の主な算定基準

■施設使用料

1㎡・1時間当たりの使用料原価
 \times 貸出面積 \times 使用時間 \times (補正係数) \times 受益者負担割合

■1㎡・1時間 当たりの使用料原価

対象経費合計 \div 貸出面積 \div 利用可能時間

■個人利用施設使用料

対象経費合計 \div 利用者数 \times 受益者負担割合

■対象経費

- 人 件 費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費
- 維持管理費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費
- 資本的経費：施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費

■補正係数等

- 使用区分（曜日・時間帯別）の施設使用料の設定
 曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とする。ただし、従前の経過や利用実態等を勘案し、施設使用料に差を設けることができるものとする。
- 体育室等
 区民センターや文化センターの体育室等については一室あたりの所要面積が大きく、単純に原価により施設使用料を算定すると施設使用料額が非常に高額となってしまうことから、利用実態を考慮して補正を行う。

■激変緩和措置

施設使用料額が現行と比較して25%を超える増減となる場合は、25%を上限額とする激変緩和措置を講じる。

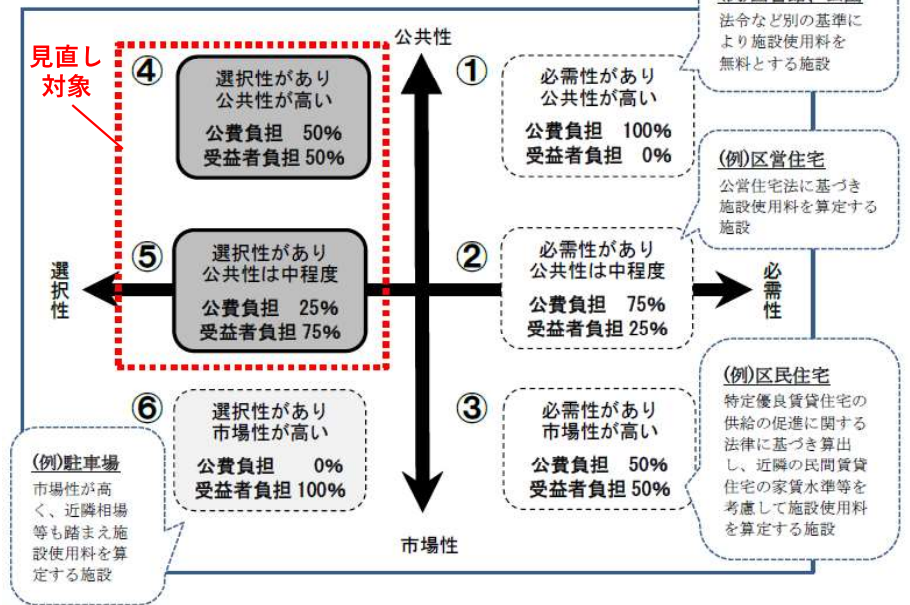
■今後のスケジュール

令和7年度 周知期間

令和8年4月 条例施行

※一部施設（大田区民ホール等）は令和8年10月施行

< 受益者負担区分 >



(参考) 政策的減免

公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置し、区民が利用しやすい施設使用料を設定しているため、全額納付を基本とする。ただし、利用者支援や施設利用の促進など政策的に利用者負担を軽減する必要がある場合には、施設使用料を減額または免除ができることとする。今後は、施設の設置目的や利用目的等を鑑みたくて政策的効果を検証し、負担と公平性のバランスを十分図りつつ、減免基準（対象者の範囲も含む）の統一化を進めていく。

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| こども家庭部 資料3番 |
| 所管 子ども家庭支援センター |

第60号議案 大田区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正理由

受益者負担の適正化の観点から施設使用料を見直すため、改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和8年4月1日から施行する。

大田区子ども家庭支援センター条例（平成14年条例第30号）

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| ○大田区子ども家庭支援センター条例 平成14年3月20日 条例第30号 | ○大田区子ども家庭支援センター条例 平成14年3月20日 条例第30号 |
| (設置) | (設置) |
| 第1条から第6条まで（略） | 第1条から第6条まで（略） |
| (使用料及び保育料) | (使用料及び保育料) |
| 第7条 施設の使用料は、別表第2のとおりとする。 | 第7条 施設の使用料は、別表第2のとおりとする。 |
| 第2項から第9項まで（略） | 第2項から第9項まで（略） |
| (超過保育料) | (超過保育料) |
| 第7条の2から第14条まで（略） | 第7条の2から第14条まで（略） |
| 別表第1（第1条、第2条関係）（略） | 別表第1（第1条、第2条関係）（略） |
| 別表第2（第7条関係） | 別表第2（第7条関係） |

| 新 | | | | 旧 | | | |
|---|---------------|---------------|----------------|---|---------------|---------------|----------------|
| 使用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 使用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 施設名 | 午前9時～ 正午 | 午後1時～ 午後5時 | 午後6時～ 午後10時 | 施設名 | 午前9時～ 正午 | 午後1時～ 午後5時 | 午後6時～ 午後10時 |
| 会議室 | <u>1,800円</u> | <u>2,400円</u> | <u>2,400円</u> | 会議室 | <u>2,000円</u> | <u>2,600円</u> | <u>2,600円</u> |
| 備考 | | | | 備考 | | | |
| <p>(1) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>(2) 2使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれ中間の時間に係る料金は、徴収しない。</p> | | | | <p>(1) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p>(2) 2使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれ中間の時間に係る料金は、徴収しない。</p> | | | |
| 別表第3（第7条関係）（略） | | | | 別表第3（第7条関係）（略） | | | |
| 別表第4（第7条の2関係）（略） | | | | 別表第4（第7条の2関係）（略） | | | |
| <p><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。</u></p> | | | | | | | |

第61号議案 大田区立保育園条例の一部を改正する条例

- 改正理由
大森西保育園の移転に伴い、本条例の一部を改正する。
- 改正内容（案）
新旧対照表のとおり
- 施行予定年月日
規則で定める日から施行する。

大田区立保育園条例（昭和26年条例第14号）新旧対照表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|----|-----|--|-------------|-------------------|----------|----------------------|------------|--------------------|-----|-----|---|----|----|-----|--|-------------|-------------------|----------|-----------------------|------------|--------------------|-----|-----|
| <p>○大田区立保育園条例 昭和26年8月15日 条例第14号</p> <p>第1条 大田区は、保育を必要とする乳児及び幼児を心身ともに健やかに育成するため、児童福祉法（以下「法」という。）<u>第35条第3項</u>の規定に基づき、保育園を設置する。</p> <p>2 保育園の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>第2条から第4条まで （略） 別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 大森東一丁目保育園</td> <td>同 大森東一丁目31番2—105号</td> </tr> <tr> <td>同 大森西保育園</td> <td>同 <u>大森西二丁目16番2号</u></td> </tr> <tr> <td>同 大森西第二保育園</td> <td>同 大森西四丁目13番11—101号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p> | 名称 | 位置 | (略) | | 同 大森東一丁目保育園 | 同 大森東一丁目31番2—105号 | 同 大森西保育園 | 同 <u>大森西二丁目16番2号</u> | 同 大森西第二保育園 | 同 大森西四丁目13番11—101号 | (略) | (略) | <p>○大田区立保育園条例 昭和26年8月15日 条例第14号</p> <p>第1条 大田区は、保育に欠ける乳児及び幼児を心身ともに健やかに育成するため、児童福祉法（以下「法」という。）<u>第35条</u>の規定に基づき、保育園を設置する。</p> <p>2 保育園の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>第2条から第4条まで （略） 別表（第1条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 大森東一丁目保育園</td> <td>同 大森東一丁目31番2—105号</td> </tr> <tr> <td>同 大森西保育園</td> <td>同 <u>大森西二丁目20番17号</u></td> </tr> <tr> <td>同 大森西第二保育園</td> <td>同 大森西四丁目13番11—101号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | (略) | | 同 大森東一丁目保育園 | 同 大森東一丁目31番2—105号 | 同 大森西保育園 | 同 <u>大森西二丁目20番17号</u> | 同 大森西第二保育園 | 同 大森西四丁目13番11—101号 | (略) | (略) |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 大森東一丁目保育園 | 同 大森東一丁目31番2—105号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 大森西保育園 | 同 <u>大森西二丁目16番2号</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 大森西第二保育園 | 同 大森西四丁目13番11—101号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 大森東一丁目保育園 | 同 大森東一丁目31番2—105号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 大森西保育園 | 同 <u>大森西二丁目20番17号</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 大森西第二保育園 | 同 大森西四丁目13番11—101号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第62号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和7年4月1日から施行する。

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>○大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日 条例第38号</p> <p>目次（略） 第1条から第15条まで（略） （食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1）利用乳幼児に対する食事の提供の</p> | <p>○大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日 条例第38号</p> <p>目次（略） 第1条から第15条まで（略） （食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1）利用乳幼児に対する食事の提供の</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条から第51条まで (略)</p> <p>別表第1及び別表第2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> | <p>責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条から第51条まで (略)</p> <p>別表第1及び別表第2 (略)</p> |

令和6年度 一般会計第5次補正予算案の概要について(教育総務部)

歳入

(単位:千円)

| No. | 款項目 | 説明 | 補正前 予算額 | 補正予算額 | 補正後 予算額 | 補正理由及び補正内容 |
|-----|--------------------------|------------------------|------------|-----------|------------|---|
| 1 | 国庫支出金 国庫補助金 教育費補助金 | 校舎改修等(小) | 905,946 | △ 151,096 | 754,850 | 当初予算計上時より計画変更等があったため、当初の歳入見込額より減額となったため。 |
| 2 | | 校舎改修等(中) | 507,980 | 5,977 | 513,957 | 当初予算計上時より計画変更等があったため、当初の歳入見込額より増額となったため。 |
| 3 | | 教育支援体制整備事業 | 18,385 | △ 1,026 | 17,359 | 医療的ケアのための看護師配置経費等にて契約落差が生じたため。 |
| 4 | | 公立学校情報機器整備費 | 23,100 | △ 10,898 | 12,202 | ヘルプデスク運営等に対する補助金について補助率の変更等があったため。 |
| 5 | | 文化財保護 | 2,000 | 1,477 | 3,477 | 発掘調査等補助対象経費の増額のため。 |
| 6 | 都支出金 都補助金 教育費補助金 | 学校施設トイレ整備支援事業 | 49,526 | △ 15,273 | 34,253 | 補助事業経費や対象校等を精査したことによる減額のため。 |
| 7 | | 学校給食費支援事業補助金 | 1,323,312 | △ 296,477 | 1,026,835 | 在籍児童生徒が想定より下回ったため。 |
| 8 | | 部活動指導員配置経費補助事業 | 69,768 | △ 18,104 | 51,664 | 新たに補助対象経費上限が定められたことにより、想定よりも申請額が下回ったため。 |
| 9 | | 都GIGAスクール運営支援センター整備事業 | 7,700 | 4,502 | 12,202 | ヘルプデスク運営等に対する補助金について補助率の変更等があったため。 |
| 10 | | 中学校の部活動における外部指導者配置支援事業 | 0 | 18,576 | 18,576 | 部活動の質の向上と教員の負担軽減を図るため、各中学校で専門的な技術指導を行う部活動外部指導者を配置する補助の交付決定があったため。 |
| 11 | | 東京都教育支援体制整備事業 | 0 | 25,706 | 25,706 | 外国人及び帰国児童・生徒に対し、日本語の習得を図るための指導者を学校に配置する補助の交付決定があったため。 |
| 12 | | 文化財保護 | 1,000 | 2,536 | 3,536 | 発掘調査等補助対象経費の増額のため。 |
| 13 | 財産収入 財産運用収入 財産貸付収入 | 著作権収入 | 10 | 415 | 425 | 著作権使用料に関する寄贈を受けている城昌幸氏の作品に関する収入があったため。 |
| 14 | 諸収入 雑入 施設等収入 | 施設利用者光熱水費等負担金 | 286 | △ 261 | 25 | 自家用電気工作物保守委託費負担金の契約変更のため。 |
| 合計 | | | 2,909,013 | △ 433,946 | 2,475,067 | |

| No. | 款項目 | 事業名 | 補正前 予算額 | 補正予算額 | 補正後 予算額 | 補正理由及び補正内容 |
|-----|------------------------|---------------------|------------|-------------|------------|--|
| 1 | 教育費 教育総務費 事務局費 | 小学校における放課後居場所づくり事業等 | 2,594,601 | △ 42,163 | 2,552,438 | 放課後ひろば運営委託契約の契約落差に伴う不用額を減額するため。 |
| 2 | | 学校施設改修計画の策定 | 75,645 | △ 18,445 | 57,200 | 学校改築及び整備手法等検討業務委託等の契約落差に伴う不用額を減額するため。 |
| 3 | | 学事システム運用 | 130,742 | △ 108,162 | 22,580 | 学事システム標準化対応事業の変更に伴う委託料の不用額を減額するため。 |
| 4 | | 教科用システム等運用 | 4,653,936 | △ 150,000 | 4,503,936 | 移設経費等及び全小中学校ICT環境整備保守契約精査に伴う不用額を減額するため。 |
| 5 | | 職員人件費(教育) | 71,527 | 8,671 | 80,198 | 当初見込んでいなかった業務(入新井第一小学校改築トラブル対応等)が発生し、時間外勤務手当が不足する見込みのため。 |
| 6 | 教育費 教育総務費 幼児私学費 | 入園料補助 | 251,550 | △ 43,500 | 208,050 | 対象園児数が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。 |
| 7 | | 私立幼稚園等振興事業 | 558,898 | 11,182 | 570,080 | 物価高騰による私立幼稚園運営の負担軽減を図るための緊急対応を実施するため。 |
| 8 | 教育費 教育総務費 図書館費 | 施設維持管理費 | 329,694 | △ 43,780 | 285,914 | 契約落差により工事請負費や電気料金単価が下がったことによる不用額を減額するため。 |
| 9 | | 施設運営事務費 | 1,298,593 | △ 14,991 | 1,283,602 | 区立図書館の運営に関わる委託料や電気料金単価が下がったことによる不用額を減額するため。 |
| 10 | 教育費 小学校費 学校管理費 | 校舎造修 | 1,623,119 | △ 122,229 | 1,500,890 | 契約落差や契約変更による委託料、工事請負費の不用額を減額するため。 |
| 11 | | 施設維持 | 1,073,048 | △ 48,775 | 1,024,273 | 契約落差や契約変更による委託料、使用料及び賃借料等の不用額を減額するため。 |
| 12 | | 維持管理 | 1,346,895 | △ 114,848 | 1,232,047 | 小学校の運営に関わる光熱水費(電気料)の電気料金単価が下がったことによる不用額を減額するため。 |
| 13 | | 学校職員等事務費 | 55,815 | △ 16,000 | 39,815 | 対象児童数が当初見込みを下回ったことや契約落差があったため。 |
| 14 | 教育費 小学校費 学校給食費 | 学校給食費補助 | 1,838,541 | △ 26,614 | 1,811,927 | 在籍児童数当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。 |
| 15 | 教育費 小学校費 学校保健費 | 施設衛生管理 | 65,426 | △ 14,000 | 51,426 | 感染症対策に必要な物品の購入が当初見込みを下回ったことによる不用額を減額するため。 |
| 16 | 教育費 小学校費 学校施設建設費 | 校舎の改築等 | 8,765,334 | △ 1,095,001 | 7,670,333 | 契約落差や契約変更による委託料、使用料及び賃借料、工事請負費の不用額を減額するため。 |
| 17 | | 校内環境衛生設備の整備 | 412,236 | △ 28,832 | 383,404 | 契約落差や契約変更による工事請負費の不用額を減額するため。 |
| 18 | 教育費 中学校費 学校管理費 | 校舎造修 | 966,192 | △ 133,054 | 833,138 | 契約落差や契約変更による工事請負費の不用額を減額するため。 |
| 19 | | 施設維持 | 604,503 | △ 16,648 | 587,855 | 契約落差や契約変更による委託料、使用料及び賃借料等の不用額を減額するため。 |
| 20 | | 宿泊を伴う校外授業 | 186,338 | △ 30,565 | 155,773 | 移動教室運営業務委託について委託料が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するため。 |
| 21 | | 維持管理 | 641,678 | △ 36,959 | 604,719 | 中学校の運営に関わる光熱水費(電気料)の電気料金単価が下がったことによる不用額を減額するため。 |
| 22 | 教育費 中学校費 学校保健費 | 施設衛生管理 | 33,069 | △ 7,500 | 25,569 | 感染症対策に必要な物品の購入が当初見込みを下回ったことによる不用額を減額するため。 |
| 23 | 教育費 中学校費 学校施設建設費 | 校舎の改築 | 5,473,503 | △ 10,200 | 5,463,303 | 契約落差や契約変更により委託料、使用料及び賃借料、工事請負費を減額するため。 |
| 24 | 総務費 総務管理費 財産管理費 | 普通財産撤去工事 | 689,146 | △ 27,792 | 661,354 | 契約落差や事業計画の見直しにより工事請負費の不用額を減額するため。 |
| 合計 | | | 33,740,029 | △ 2,130,205 | 31,609,824 | |

債務負担行為補正

廃止

(単位:千円)

| No. | 事項名 | 債務負担期間 | 限度額 | 事項説明 |
|-----|------------------------------------|-------------|-----------|--|
| 1 | 入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設建設工事(第2期) | 令和7年度 | 551,426 | 1 事業目的 入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設建設工事(第2期) 2 事業内容 経費 551,426(うち教育総務部分 448,309) 本年度予算計上額 0 来年度債務負担額 551,426(うち教育総務部分 448,309) 3 契約締結年度 令和6年度 |
| 2 | 馬込東中学校改築工事(基本構想・基本計画作成等支援業務委託) | 令和7年度 | 16,518 | 1 事業目的 馬込東中学校改築工事に伴う基本構想・基本計画作成等支援業務委託 2 事業内容 経費 23,518 本年度予算計上額 7,000 来年度債務負担額 16,518 |
| 3 | 東調布第三小学校及び(仮称)南久が原二丁目複合施設建設工事(第2期) | 令和7年度～令和8年度 | 3,220,472 | 1 事業目的 東調布第三小学校及び(仮称)南久が原二丁目複合施設建設工事(第2期) 2 事業内容 経費 3,850,672(うち教育総務部分 3,407,920) 本年度予算計上額 630,200(うち教育総務部分561,300) 来年度以降債務負担額 3,220,472(うち教育総務部分2,846,620) |
| 4 | 田園調布小学校改築工事(第1期) | 令和7年度～令和9年度 | 3,057,135 | 1 事業目的 田園調布小学校改築工事(第1期) 2 事業内容 経費 3,281,535 本年度予算計上額 224,400 来年度以降債務負担額 3,057,135 |

繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

| No. | 款項目 | 事業名 | 事業費 | 年度内執行見込額 | 翌年度繰越額 | 繰越明許費の内容 |
|-----|------------------------|---------------------|---------|----------|---------|--------------------------|
| 1 | 総務費 総務管理費 財産管理費 | 普通財産撤去工事 | 169,900 | 52,300 | 117,600 | 東調布第三小学校取壊し工事 |
| 2 | 教育費 教育総務費 幼児私学費 | 私立幼稚園等振興事業 | 11,182 | 0 | 11,182 | 私立幼稚園における原材料費等物価高騰に対する支援 |
| 3 | 教育費 小学校費 学校施設建設費 | 校舎の改築・改修及び屋内運動場等の整備 | 705,686 | 641,296 | 64,390 | 入新井第二小学校改築その他工事(第1期) |
| 合計 | | | 886,768 | 693,596 | 193,172 | |

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| こども家庭部 資料1番 |
| 所管 子育て支援課 |

令和6年度一般会計第5次補正予算案の概要について(こども家庭部)

歳入

(単位:千円)

| No. | 款項目 | 説明 | 補正前 予算額 | 補正 予算額 | 補正後 予算額 | 補正理由及び補正内容 |
|-----|--------------------------|----------------------|------------|-----------|------------|---|
| 1 | 国庫支出金 国庫補助金 福祉費負担金 | (1)子どものための教育・保育給付費 | 7,929,721 | 778,378 | 8,708,099 | 人事院勧告に基づく公定価格単価の増額改定に伴い、国からの歳入も増額となるため。 |
| | | (2)児童扶養手当給付金 | 441,063 | 8,283 | 449,346 | 児童扶養手当給付金の歳出予算増額に伴い、国からの歳入も増額となるため。 |
| | | (3)児童手当負担金 | 6,869,746 | 195,704 | 7,065,450 | 令和6年10月からの制度改正後の負担率について当初見込みとは異なる率となったため。 |
| 2 | 国庫支出金 国庫補助金 福祉費補助金 | (1)保育対策総合支援事業費 | 473,912 | △ 457,975 | 15,937 | 宿舍借り上げ支援事業において、国が定める要件に該当しなくなったことにより本補助金の対象外となったため。 |
| | | (2)子ども・子育て支援交付金 | 404,978 | 3,448 | 408,426 | 新規開設予定であった施設が開設を見送ったことにより、国からの歳入が減額となる一方、補助対象事業の拡充により子育て支援対策臨時特例交付金に計上していた事業が本交付金の対象事業となったことにより増額となるため。 |
| | | (3)就学前教育・保育施設整備交付金 | 212,517 | 27,401 | 239,918 | 私立認可保育所における、建替え工事の進捗率増及び改修工事の金額増により国からの歳入も増額となるため。 |
| 3 | 都支出金 都負担金 福祉費負担金 | (1)子どものための教育・保育給付費 | 3,289,181 | 311,965 | 3,601,146 | 人事院勧告に基づく公定価格単価の増額改定に伴い、都からの歳入も増額となるため。 |
| | | (2)児童手当負担金 | 1,481,344 | △ 344,981 | 1,136,363 | 令和6年10月からの制度改正後の負担率について当初見込みとは異なる率となったため。 |
| 4 | 都支出金 都補助金 福祉費補助金 | (1)子育て支援対策臨時特例交付金 | 14,293 | △ 14,293 | 0 | 子ども・子育て支援交付金の対象事業が拡充されたことにより、本補助金で申請を行う見込であった事業が子ども・子育て支援交付金の対象となったため。 |
| | | (2)待機児童解消区市町村支援事業補助金 | 57,958 | 10,905 | 68,863 | 私立認可保育所における、建替え工事の進捗率増、改修工事等の金額増及び補助基準額増により都からの歳入も増額となるため。 |
| | | (3)子供家庭区市町村包括補助事業補助金 | 81,223 | △ 45,100 | 36,123 | 子供食堂推進事業が子供食堂推進事業補助金の対象となり、本補助金の対象外となったため。 |
| | | (4)保育対策総合支援事業費 | 809,445 | 507,645 | 1,317,090 | 宿舍借り上げ支援事業が国の補助金の対象外となったことに伴い、それを補う分の都からの歳入が見込まれるため。 |

| No. | 款項目 | 説明 | 補正前 予算額 | 補正 予算額 | 補正後 予算額 | 補正理由及び補正内容 |
|-----|------------------------|--|------------|------------|------------|---|
| 4 | 都支出金 都補助金 福祉費補助金 | (5)子ども・子育て支 援交付金 | 408,179 | 3,349 | 411,528 | 新規開設予定であった施設が開設を見送ったことにより、国からの歳入が減額となる一方、補助対象事業の拡充により子育て支援対策臨時特例交付金に計上していた事業が本交付金の対象事業となったことにより増額となるため。 |
| | | (6) 幼児教育・保育 無償化実施事業費 補助金 | 0 | 6,004 | 6,004 | 認可外保育施設等の保育料無償化に係る事務費については令和5年度までの補助事業だったが、令和6年11月に令和6年度末までの延長が決定したため。 |
| | | (7) 認証保育所障害 児受入促進事業 | 0 | 3,955 | 3,955 | 障害児受け入れのための職員の加配に要する経費に対し、新たに補助を受け、都からの歳入が見込まれるため。 |
| | | (8) 認証保育所・認 可外保育施設の性 被害防止対策に係る 設備支援 | 0 | 2,850 | 2,850 | 性被害防止対策に必要な経費に対し、新たに補助を受け、都からの歳入が見込まれるため。 |
| | | (9)ファミリー・アテン ダント事業 | 201,193 | △ 110,627 | 90,566 | プロポーザル実施による契約落差や1か月当たりの対象世帯数及び訪問数が当初の想定を下回ること、都からの歳入が減額となるため。 |
| | 合計 | 22,674,753 | 886,911 | 23,561,664 | | |

令和6年度一般会計第5次補正予算案の概要について(こども家庭部)

歳出

(単位:千円)

| No. | 款項目 | 事業名 | 補正前 予算額 | 補正 予算額 | 補正後 予算額 | 補正理由及び補正内容 |
|-----|-------------------------|-------------------------------|------------|-----------|------------|--|
| 1 | 総務費 総務管理費 複合施設建設費 | 大森西保育園 | 852,701 | △ 39,323 | 813,378 | 当初設計変更想定割合が当初の見込みを下回ったため |
| 2 | 福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費 | (1)ファミリー・アテン ダント事業 | 201,193 | △ 110,626 | 90,567 | 1か月当たりの対象世帯数が当初の想定を下回る見込みとなったため。 |
| | | (2)認証保育所運営 補助 | 1,341,118 | 153,365 | 1,494,483 | 補助単価の増額改定、加算項目の新設等による、運営費等に係る補助金交付額の増額のため。 |
| | | (3)地域型保育事業 運営費 | 1,276,747 | 160,802 | 1,437,549 | 人事院勧告に基づく公定価格単価の増額改定に伴う、地域型保育給付費の増額のため。 |
| | | (4)保育士人材確保 支援事業 | 1,653,701 | 33,286 | 1,686,987 | 賃料等の値上げに伴い、宿舍借り上げ支援事業において補助金交付額が増額となるため。 |
| | | (5)病児・病後児保 育事業 | 199,728 | △ 10,204 | 189,524 | 新規開設予定であった施設が開設を見送ったことによる、委託料及び補助金交付額の減額のため。 |
| | | (6)大田区次世代育 成支援緊急対策整 備事業 | 517,277 | 67,407 | 584,684 | 私立認可保育所における建替え工事の進捗率増、改修工事等の金額増及び補助基準額増による、補助金交付額の増額のため。 |
| | | (7)前年度国・都支 出金等返還金 | 372,731 | 361,177 | 733,908 | 令和5年度以前の各事業における国や都からの超過交付金分等を返還するため。 |
| 3 | 福祉費 児童福祉費 児童福祉施設費 | (1)施設管理費(保 育園管理運営費) | 1,317,302 | △ 27,830 | 1,289,472 | 保育園の工事案件の入札不調に伴い、令和6年度内に契約することが困難となり、令和7年度予算へ再計上するため。 |
| 4 | 福祉費 児童福祉費 児童措置費 | (1)児童手当給付金 | 9,814,212 | △ 470,000 | 9,344,212 | 受給者見込数が当初の想定を下回る見込みとなったため。 |
| | | (2)児童育成手当給 付金 | 1,041,363 | △ 41,790 | 999,573 | 受給者見込数が当初の想定を下回る見込みとなったため。 |
| | | (3)児童扶養手当給 付金 | 1,323,190 | 24,849 | 1,348,039 | 令和6年11月の制度改正により、所得限度額が緩和され、第3子以降の子加算額が増額されたため。 |
| | | (4)保育園入所者運 営費 | 16,553,016 | 1,164,489 | 17,717,505 | 人事院勧告に基づく公定価格単価の増額改定に伴う、施設型給付費の増額のため。 |
| | 合計 | | 36,464,279 | 1,265,602 | 37,729,881 | |

令和6年度一般会計第5次補正予算案の概要について(こども家庭部)

繰越明許費

(単位:千円)

| No. | 款項目 | 事業名 | 事業費 | 年度内 執行見込 額 | 翌年度繰 越額 | 補正理由及び補正内容 |
|-----|-------------------------|-------------------------------|--------|------------------|------------|---|
| 1 | 福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費 | (1)物価高騰に係る 保育施設運営費補 助事業 | 75,973 | 0 | 75,973 | 負担金、補助及び交付金 75,973千円 【内訳】 食材料費、光熱水費 |
| | 合計 | | 75,973 | 0 | 75,973 | |

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| 教育委員会事務局 こども家庭部 資料1番 |
| 所管 教育総務課 子育て支援課 |

学校休業日等における学童保育の開室時間の前倒しについて

1 概要

現在、学校休業日等における学童保育の開室時間は午前8時30分として
いるが、学校の登校時間よりも遅いことから、いわゆる「小1の壁」等によ
る子育て家庭の負担軽減を図るため、令和7年度に学校休業日等における学
童保育の開室時間の前倒しを試行的に実施する。

2 事業内容

(1) 実施日時

長期休業期間及び振替等の学校休業日（土日・祝日除く）における学童
保育を午前8時から開室する。

(2) 試行期間

令和7年夏季休業期間から令和8年3月31日まで（予定）

(3) 対象施設

学童保育施設全86施設（児童館、放課後ひろば等）

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| 教育委員会事務局 資料1番 |
| 所管 教育総務課 |

学童保育オンライン申請システム構築業務委託事業者の募集について

1 募集理由

大田区が実施する学童保育事業について、オンライン申請を可能とする仕組みを導入することで、区民の利便性向上及び負担軽減を図ることを目的とする。

本プロポーザルにおいては、保護者の申請頻度が高く特に負担の大きい、一時利用申請受付機能の令和7年度中の構築を対象とするが、令和8年度以降、夏休み利用や通年利用の申請受付についても順次実装を検討していくこととしており、拡張性の高いシステム構築を求めるものとする。

以上を踏まえ、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する。

2 募集について

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式による選定

(2) 選定方法

選定は、「学童保育オンライン申請システム構築事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が書類審査、面接審査により選定する。

(3) 選定スケジュール（予定）

| 選定日程等 | 選定手順 |
|-------------------------------------|----------------------|
| 令和7年2月17日（月） | 募集要項等の公表（ホームページ） |
| 令和7年3月4日（火）正午 | 募集内容に関する質問の受付期限 |
| 令和7年3月11日（火） | 質問に対する回答（ホームページ） |
| 令和7年3月17日（月）から 令和7年3月21日（金）17時まで | 応募書類（提案書一式）の提出 |
| 令和7年4月28日（月） | 一次審査（書類審査）結果通知発送 |
| 令和7年5月7日（水） | 二次審査（プレゼンテーション・質疑応答） |
| 令和7年5月13日（火） | 選定結果通知発送 |
| 契約締結後～令和7年11月末 | システムの構築 |
| 令和7年12月1日（月） | 事業開始 |

令和7年度大田区地域開放事業委託事業者の募集について

1 募集理由

区内小中学校87校（小学校59校・中学校28校）で実施している学校施設活用のうち地域開放事業について、使用の時間や場所が学校運営上の予定等と重複しないように調整を行う各小中学校の過大な負担を軽減するとともに、団体登録・使用申請に係る事務手続きにおける区民の利便性を高めることを目的として、民間事業者への委託による業務合理化を推進する。

令和7年度はモデル校2校を選定し、地域開放事業に係る業務ノウハウや経験を有する事業者を募集して、業務を行う。

2 募集について

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式による選定

(2) 選定方法

地域開放事業委託事業者選定委員会において書類審査、面接審査により選定する。

(3) 選定スケジュール（予定）

| | 月 日 | 項 目 |
|---|---------------|----------------------|
| 1 | 令和7年2月14日（金） | 募集要項等の公表（ホームページ） |
| 2 | 令和7年2月21日（金） | 募集内容に関する質問の受付期限 |
| 3 | 令和7年2月28日（金） | 質問に対する回答（ホームページ） |
| 4 | 令和7年3月13日（木） | 応募書類の提出期限 |
| 5 | 令和7年3月21日（金） | 一次審査（書類審査）結果通知発送 |
| 6 | 令和7年3月28日（金） | 二次審査（プレゼンテーション・質疑応答） |
| 7 | 令和7年3月下旬～4月上旬 | 選定結果通知発送 |
| 8 | 令和7年5月1日（木） | 業務委託開始 |

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| 教育総務部 資料3番 |
| 所管 教育総務課 |

大田区通学路交通安全プログラムに基づく通学路における
合同点検の実施状況について

「大田区通学路交通安全プログラム」では、計画期間である令和3年度から7年度までの5年間で、区内全59校の小学校通学路の危険箇所について合同点検を実施することとしており、令和6年度は以下のとおり実施した。

今回の点検を踏まえ、関係機関との情報共有や連携を一層深めるとともに、個々の危険箇所について、具体的な対策を検討・実施する。

1 点検概要

(1) 通学路の危険箇所の抽出

学校は、在校児童、保護者、見守り活動者及び自治会・町会等から危険箇所に関する情報を収集し、回答票を作成する。

(2) 合同点検の実施

都市基盤管理課は、回答票に基づき、学校、警察、教育総務課、道路管理者等と調整を行い、通学路危険箇所の合同点検を実施する。

2 令和6年度 点検状況及び結果

(1) 点検実施学校数 13校

(2) うち合同点検実施学校数 8校（5校については、危険箇所報告なし）

危険箇所数 23箇所、対策件数 50件

（うち、学校による対策 12件、道路管理者等による対策 38件）

(3) 危険箇所の主な内容（点検を必要とした理由）

交通量が多い、自動車のスピード出し過ぎ、見通しが悪い、道幅が狭い、ガードレールがない、自転車のとびだし 等

(4) 対策内容

・学校による対策

見守りボランティア・児童誘導員の配置検討、学校での交通安全指導

・道路管理者等による対策

注意喚起看板（巻き看板、立て看板等）や道路標識の設置、横断歩道やストップマークなどの路面標示の塗り直し、視認性の確保、路側帯のカラー化、段差補修の実施等

(5) 対策結果の公表

区及び教育委員会で対策結果等の情報を共有し、HPで対策箇所及び対策内容の一覧表を公表する。

令和7年度学校施設の改築着手校等について

1 改築校等選定にあたっての考え方

以下の視点を踏まえ、改築校を選定することとする。

- (1) 建物の劣化状況や周辺小中学校の築年数などを踏まえ優先度の高い学校を選定し整備する。
- (2) 中学校から優先して整備を行い、同一児童・生徒が小中学校ともに在学期間と改築工事期間が重ならないよう配慮する。
- (3) 当該校周辺で他の公共工事や再開発事業など大規模な工事と重複しないよう配慮する。
- (4) 各学校の創立記念事業などの行事予定を考慮する。
- (5) 教育環境の向上及び近隣への配慮のため、工事期間の短縮が見込める。

2 令和7年度改築着手校等及びスケジュール

- | | | |
|---------|--------------|-----------|
| ・池雪小学校 | 令和7年度 | 改築事前調査 |
| ・六郷中学校 | 令和7年度～8年度 | 基本構想・基本計画 |
| ・西六郷小学校 | 六郷中学校と一体的に検討 | |

3 配置図及び概要



| | | | |
|-------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 所在地 | 東雪谷五丁目 7番1号 | 仲六郷三丁目 11番11号 | 西六郷二丁目 3番1号 |
| 敷地面積 | 9,223 m ² | 13,725 m ² | 8,403 m ² |
| 既存校舎等の延床面積 | 7,462 m ² | 8,383 m ² | 5,600 m ² |
| 既存校舎構造 | 鉄筋コンクリート造 3階建 | 鉄筋コンクリート造 4階建 | 鉄筋コンクリート造 3階建 |
| 令和6年度児童・生徒数 | 831人 (25学級) | 388人 (12学級) | 365人 (12学級) |

令和6年度 第23回ものづくり教育・学習フォーラムの開催報告について

こども文教委員会
令和7年2月26・27日
教育委員会事務局 資料5番
所管 指導課

事業の目的

- ものを創る感性、主体的な態度、工夫・創造する能力の育成
- ものづくりの重要性や技能、技術が果たす役割の理解、地域産業の重要性や、ものづくりを支える勤労者を尊敬する態度、望ましい勤労観や職業観の育成
- 技術立国日本、ものづくりのまち大田の将来を支える人材の育成
- ものづくりへの興味・関心、社会・産業の理解の涵養による、地域への愛着の深化

実施団体等

- 主催 大田区教育委員会
- 主管 ものづくり教育・学習フォーラム準備会
- 共催 大田区、大田区産業振興協会、大田区立小学校長会、大田区立中学校長会、大田区教育研究会、大田区立小学校PTA連絡協議会、大田区立中学校PTA連絡協議会
- 協力団体・企業等
おおた少年少女発明クラブ、東京都職業能力開発協会、建住舎、東京都洋裁技能士会、ものづくりマイスター工場板金グループ(新規)、おおたfab、六郷BASE、大田区に昆虫の楽園を作る会、キャリアクリアリング、東京蒲田ロータリークラブ、大田工業連合会、蔵前工業会・くらりか、東京都立城南職業能力開発センター大田校、大田区建築あっせん事業連絡協議会、Science Techno、おおたコマプロジェクト 大森工場協会、(株)ジャノメ、日本赤十字社、東京都立つばさ総合高等学校、東京都立城南特別支援学校、東京都立六郷工科高等学校、東京都立矢口特別支援学校、東京都立品川特別支援学校

事業の沿革(経過)

- 平成12・13年度、14・15年度、16・17年度に文部省(文部科学省)「ものづくり学習振興支援事業推進地域」として指定
平成12年度よりものづくり学習振興協議会の設置・開催
- 平成14年度よりものづくり教育・学習フォーラムの実施
(過去数年の来場者数 第12回4141名 第13回5515名 第14回7919名 第15回6850名 第16回9646名 第17回7953名 第18回6469名 第19回中止 第20回2191名 第21回4894名 第22回5522名)
- 令和2年度 厚生労働省事業「地域発! いいもの」に選定

本年度の事業内容

日時：令和7年1月18日(土) 9:00~16:00

会場：大田区産業プラザPiO 対象：大田区内小中学生、保護者、区民

○作品展示 小学校30校(館山さざなみ学校含む)、中学校全28校、特別支援学校3校

◎児童・生徒のものづくり学習の作品や成果のパネル展示と机上展示を実施



○大田区小学生科学展 小学校33校

◎東京都小学生科学展向けに出品された大田区立小学校の学校代表作品33点のパネルを展示

○舞台発表 小学校9校、中学校5校、高等学校1校、関係団体1団体

- ◎小学校：各教科や総合的な学習の時間、おおたの未来づくりにおける体験的なものづくり学習の発表
- ◎中学校：職場体験における事業所での製作体験や見学の発表
- ◎東京都立六郷工科高等学校、六郷BASE：ものづくり学習発表



○ものづくり競技会 木工部門：中学校11校24名、ソーイング部門：中学校7校13名

- ◎技術分野(木材部門)は「一枚板からの自由作品製作」家庭科分野(ソーイング部門)は、「1mの布からのバッグ製作」をテーマに午前・午後合わせて、約4時間の製作を実施
- ◎講師が審査し、最優秀賞1名、優秀賞2名、技能賞2名、蒲田ロータリークラブ賞2名、敢闘賞を授与



○ものづくり体験 15団体による19種類の体験

ミシンを使ったものづくり体験、アルミ缶クラフトづくり体験、3Dプリンタでネームプレート、3Dエコロボット、香り玉ストラップ、椅子づくり、電子工作体験、ギンギンプロペラ、貯金箱作成、下駄作り、機織り体験、おおたコマ組み立て、オリジナルパーツ作り、LEDと光ファイバーでつくる夜空の星、コップギター、簀編みの壁掛け、貝殻アート、紙コプター、種の標本



○おおたの未来づくり販売ブース 小学校3校

- ◎東六郷小学校×協力企業：おおたクリエイティブタウンセンター … 「オリジナルボールペン」の販売
- ◎大森第五小学校×協力企業：ハタノ製作所 … ネジの動物「ネジマル」の販売
- ◎出雲小学校×協力企業：守半海苔店など … 「海苔を使った食品」の販売



○オリジナルトートバッグ

- ◎小池小学校児童がデザインを担当
- ◎舞台発表参加者への参加賞として提供



本年度の成果と課題

(延べ) 来場者数：6333名(うち、体験コーナー参加幼児・児童・生徒：788名)

- 【成果】・全ての事業内容で「ものづくり」に関するテーマで児童・生徒や保護者・地域の方々が、大田区のものづくり産業への興味・関心を高めることができた。
 - ・東京都立特別支援学校3校に展示発表で御協力をいただき、共生社会の実現という視点で、充実させることができた。
 - ・大田区産業振興協会をはじめ、大田工業連合会、大田区立小学校PTA連絡協議会、大田区立中学校PTA連絡協議会等との連携をすすめ、円滑な運営ができた。
 - ・体験コーナーの運営や準備の会場設営等を外部に委託することで、より円滑に運営することができた。
 - ・東京蒲田ロータリークラブから「ものづくり競技会」の各賞に副賞の提供をいただいた。最優秀賞は、木工部門は、3Dプリンタ、ソーイング部門は、ミシンを御提供いただいた。
 - ・小池小学校に依頼し、「舞台発表」の参加児童・生徒に、小池小学校の児童がデザインしたオリジナルトートバッグを配布することができた。
- 【課題】・ものづくり体験に参加する方々が、受付時間開始前に、長時間列に並ぶことに対する配慮を行う。
 - ・会場の確保(令和7年度はPiOが改修工事の予定のため、会場を調整中)

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| 教育委員会事務局 資料6番 |
| 所管 指導課 |

令和7年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託事業者の選定結果について

令和7年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託事業者を以下のとおり選定した。

1 契約候補事業者

名称：株式会社JTB 教育第二事業部

所在地：東京都品川区上大崎2-24-9 目黒IKビル3階

2 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

3 選定理由

- (1) 派遣生徒及びその保護者に対する支援内容が優れている。
- (2) 日本・現地でのサポート体制（連絡・協議体制、対応等）及び緊急時の対応が具体的かつ適切である。
- (3) 業務全般における調整力・対応力が高く、円滑な事業実施が期待できる。

4 応募事業者数

2事業者

5 派遣期間（予定）

アメリカコース：令和7年7月19日から7月30日まで（12日間）

オーストラリアコース：令和7年7月26日から8月6日まで（12日間）

6 選定経過

| 項目 | 時期 |
|---|------------------------------|
| 公募期間（大田区HP） | 令和6年12月16日（月）から令和7年1月9日（木）まで |
| 一次審査（書類審査） | 令和7年1月14日（火）から1月17日（金）まで |
| 一次審査結果（決定） 二次審査（ヒアリング審査） 二次審査結果（決定） | 令和7年1月28日（火） |
| 事業委託候補者決定通知 | 令和7年1月29日（水） |

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| 教育委員会事務局 資料7番 |
| 所管 大田図書館 |

令和7年度大田区立図書館の休館日程について

大田区立図書館は令和7年度に、特別整理期間として、下記の期間を休館とし、一部の館では、この休館期間と日程を合わせて、各種の改修工事等を行う。

また、図書館システム機器のリース期間満了により、機器の入替作業を実施する。

利用者には事前に近隣の図書館の利用を周知するなど、できるだけご不便をおかけすることのないよう、運営に努める。

記

1 休館期間(日程順)

| 館名 | 特別整理期間・工事による休館 | IC機器入替・工事による休館 | プログラム更新による休館 |
|------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 羽田 | 4月7日(月)～4月12日(土) | 12月12日(金)～12月14日(日) | 12月17日(木) ～ 12月18日(木) |
| 大森東 | 4月14日(月)～4月19日(土) | 12月1日(月)～12月3日(水) | |
| 洗足池 | 5月19日(月)～5月24日(土) | 12月3日(水)～12月10日(水) | |
| 蒲田 | 5月26日(月)～5月31日(土) | 12月2日(火)～12月4日(木) | |
| 大森南 | 6月2日(月)～6月7日(土) | 12月1日(月)～12月12日(金) | |
| 六郷 | 6月9日(月)～6月14日(土) | 12月11日(木)～12月13日(土) | |
| 池上 | 6月16日(月)～6月21日(土) | 12月4日(木)～12月16日(火) | |
| 大森西 | 6月23日(月)～6月28日(土) | 12月10日(水)～12月12日(金) | |
| 馬込 | 7月7日(月)～7月12日(土) | 12月9日(火)～12月11日(木) | |
| 蒲田駅前 | 7月13日(日)～7月22日(火) | 12月15日(月)～12月16日(火) | |
| 入新井 | 9月1日(月)～9月6日(土) | 12月1日(月)～12月3日(水) | |
| 多摩川 | 9月7日(日)～9月13日(土) | 12月1日(月)～12月3日(水) | |
| 浜竹 | 9月29日(月)～10月4日(土) | 12月1日(月)～12月3日(水) | |
| 下丸子 | 10月6日(月)～10月11日(土) | 12月9日(火)～12月11日(木) | |
| 久が原 | 10月20日(月)～12月18日(木) | 12月15日(月)～12月16日(火) | |
| 大田 | 11月10日(月)～11月18日(火) | 12月1日(月)～12月10日(水) | |

※参考

| | | | |
|-------|-------------------|--------------------|------------|
| 文化の森 | 5月12日(月)～5月17日(土) | 12月8日(月)～12月10日(水) | 12月17日(木)～ |
| せせらぎ館 | - | - | 12月18日(木) |

備考

久が原:空調工事/EV工事等含む2か月

多摩川:電柱工事含む7日

蒲田駅前:受電設備工事含む10日

注)上記の日程等については案であり、予算議決前であるため、予算の議決が得られない場合は、休館期間を変更する。

また、工事の進捗等により休館期間の変更、追加が生じた場合はその都度決定する。

2 周知方法

館内掲示、区報、大田区ホームページ、図書館ホームページ等

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| こども家庭部 資料1番 |
| 所管 子育て支援課 |

大田区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の見直しについて

1 目的

サービス利用要件を見直すことで、より多くのひとり親家庭等の家事・育児に係る負担軽減を図る。

2 見直し内容

サービス利用要件の一つである所得制限を撤廃し、対象となる世帯を拡大する。

3 所得基準・利用者負担額

| 区分 | 所得基準額（対象世帯） | 利用者負担額 （1時間あたり） |
|-----|-----------------------|--------------------|
| I | 生活保護世帯又は住民税非課税世帯 | 0円 |
| II | 2,460,000円以下 | 150円 |
| III | 2,460,001円～3,984,000円 | 300円 |
| IV | 3,984,001円～6,600,000円 | 800円 |
| V | 6,600,001円以上 | 1,500円 |

※IV・Vが今回の見直しで新たに加わった区分

※所得基準額は2人世帯（本人＋扶養親族1人）として算出

※扶養親族が1人増えるにつき380,000円を上記基準額に加算

4 サービス利用開始日

令和7年4月1日から

5 周知方法

(1) 所得超過のため、児童育成手当の認定請求が却下または資格喪失となった方に事業チラシを送付

(2) 区ホームページ、区報3月11日号、区公式X（旧ツイッター）

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| こども家庭部 資料2番 |
| 所管 子育て支援課 |

大田区立東嶺町児童館の施設呼称及び児童館内一時預かり事業の
実施時間の変更について

1 施設呼称

大田区立東嶺町児童館（大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室）の事業内容等の変更に伴い、施設の事業内容や利用対象者をわかりやすく示すため、施設呼称を「乳幼児ひろば東嶺町」とする。

2 児童館内一時預かり事業の実施時間

区の子育て支援サービスの拡充を図るため、令和7年4月1日から、児童館内一時預かり事業の実施時間を以下のとおり変更する。

(1) 実施時間

| | |
|-----|--------------|
| 現在 | 午前9時から午後5時まで |
| 変更後 | 午前9時から午後6時まで |

(2) 対象施設

- ① 大田区立萩中児童館
- ② 大田区立東嶺町児童館（大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室）

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| こども家庭部 資料3番 |
| 所管 子育て支援課 |

大田区産後家事・育児援助事業（ぴよぴよサポート）に係る
事業者の選定結果について

1 受託候補者

名 称：株式会社パソナライフケア

所在地：東京都港区南青山三丁目1番30号

2 選定理由（概要）

- (1) 本事業の趣旨をよく理解し、区及び他自治体における同種の子育て支援事業の実績が豊富であることから、効率的かつ良好な事業運営が期待できるため。
- (2) 区内人材の採用を推進するなど、事業規模に対応できる人員体制を整えており、委託後も円滑な事業運営が期待できるため。

3 応募事業者数

1 事業者

4 選考経過

| 項 目 | 時 期 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 公募期間 | 令和6年12月19日から 令和7年1月14日まで |
| 第一次審査（書類審査）結果通知 | 令和7年1月23日 |
| 第二次審査（プレゼンテーション・質疑応答） | 令和7年1月28日 |
| 第二次審査 結果通知 | 令和7年1月30日 |

5 運営委託開始年月日（予定）

令和7年4月1日

今後の大田区のこども家庭支援体制について

こども文教委員会
令和7年2月26日・27日

こども家庭部 資料4番

所管
子ども家庭総合支援センター開設準備室

はじめに

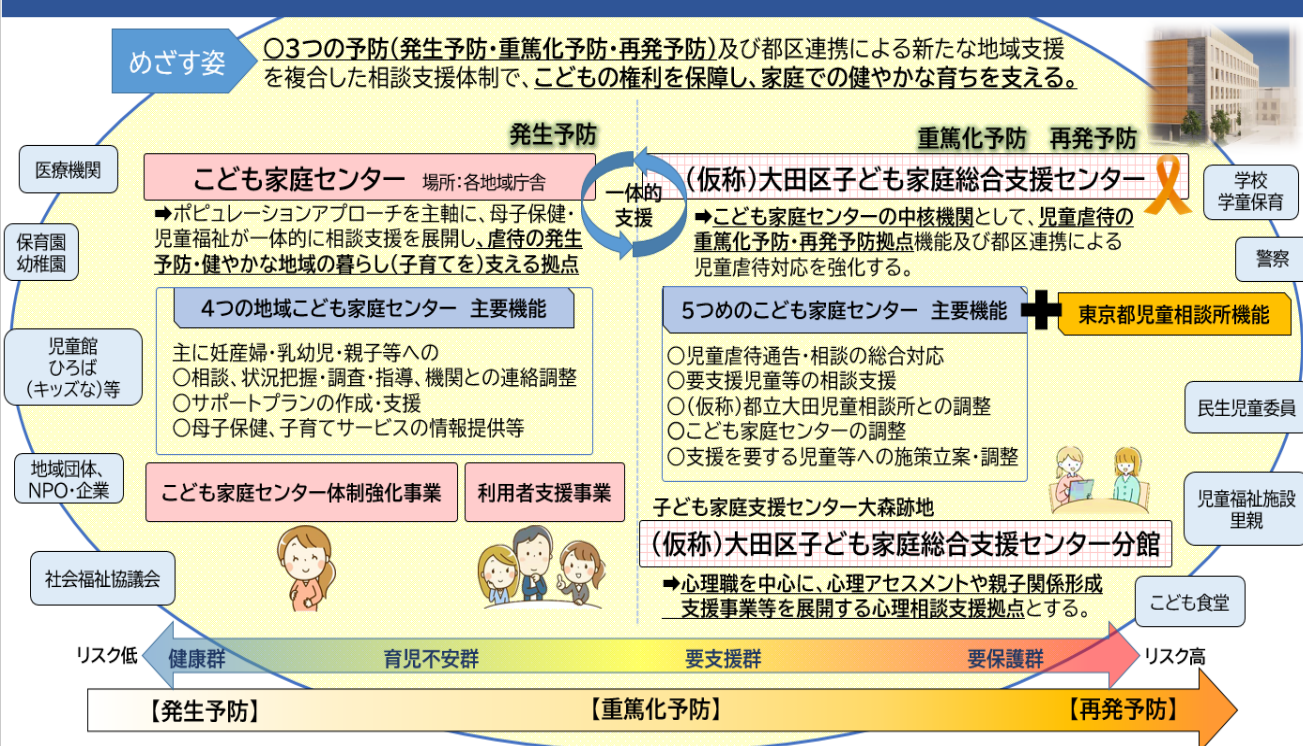
区は、こどもたちの生きる権利や育つ権利等を守るため、区が担ってきたこども家庭支援機能と、東京都の児童相談所機能を一体的に整備する、「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設準備を進めています。

1 区の今後のこども家庭支援の方向性

- 1) 区は、こども家庭相談において、3つの予防(発生予防・重篤化予防・再発予防)強化を中軸とする相談支援体制を構築する。
- 2) (仮称)子ども家庭総合支援センターに設置する区のこども家庭相談支援機能を「こども家庭センター」として整備し、区内5つのこども家庭センター化を図る。
- 3) 5つのこども家庭センターは、各施設の配置機能を最大限活かした相談支援を展開する。
 - こども家庭センター(各地域庁舎設置済)
 - ➡区民に身近な相談機関として、主に各圏域における妊産婦・乳幼児・親子等を中心に、母子保健事業等からの切れ目ない相談支援(発生予防)を展開する。
 - (仮称)子ども家庭総合支援センターに整備する5つめのこども家庭センター
 - ➡(仮称)東京都大田児童相談所との一体的運用を図り、主に何らかの支援を必要とするすべてのこどもと家庭を対象(区内全域)に、児童虐待の重篤化予防、再発予防等の機能を担う。また、こども家庭センターのとりまとめ及び要支援児童の施策調整機能等を担う。

2 令和8年度こども家庭相談支援体制の具体的イメージ

令和8年度におけるこどもと家庭の相談支援体制



令和8年度 区のこども家庭相談支援の流れ



(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの児童相談における特徴とその強化策－方向性－

令和8年度中の開設をめざす「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」では、こどもの安全・安心を守るため、東京都が設置する児童相談所(一時保護所を含む。)と区が設置する5つめのこども家庭センターが連携し、新たな児童福祉相談支援に関する仕組みを構築することにより、虐待の未然防止から専門的支援までを切れ目なく実施し、地域支援の充実を図っていくことを、大田区と東京都、双方で確認しています。

都区の執務室をワンフロアにし、都区職員の連携を一層強化します！

23区
『初』

児童虐待通告窓口を都区で一元化します！



大田区と東京都、別々で受け付けていた虐待通告の窓口を一つに集約します！



「合同インテークチーム」を設置します！



大田区・東京都職員が合同で虐待通告を受け付け、迅速かつ的確な初動対応につなげます！

合同振分・緊急受理会議、進行管理会議を実施します！



日常的に大田区・東京都合同でケース検討を実施し、こどもにとって最適な支援につなげます！

東京都児童相談所が「地域支援強化担当部門」設置を検討しています！

東京都児童相談所のアウトリーチの充実等による、地域支援強化の実現に向け、協議を進めています！

こども家庭相談支援における心理職の活用について

区は、こどもと家庭の相談支援において、心理職の専門性を活かし、地域の子育て支援、児童虐待予防をさらに強化していきます。

主要な取組

1 心理検査を含む個別支援の実施

保護者がこどもの行動に困り、イライラして手を上げてしまうなど、養育に困難を抱えている家庭等に、こどもの知能検査、発達検査、トラウマチェックなどの心理検査を実施することでこどもの行動や発達の偏りなどを見極め、適切な関わり方を具体的に助言します。

2 親子関係形成支援事業の実施

こどもが言うことを聞いてくれないなど、こどもとの関係に悩む家庭が、ロールプレイなどを通して、適切な声かけや、こどもの気持ちの理解の仕方について体験することで、親子間のコミュニケーションの円滑化を目指します。



| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| こども家庭部 資料5番 |
| 所管 保育サービス課 |

保育園における給食調理業務委託の事業者選定の結果等について

1 受託候補者（本蒲田保育園）

名称：株式会社スエヒロ

所在地：東京都中央区銀座六丁目14番20号

2 選定理由（概要）

（1）大田区立保育園において受託実績があり、安全かつ円滑な事業運営が期待できるため。

（2）衛生管理体制や事故防止に向けた取組内容が適切であり、委託後も良好な事業運営が期待できるため。

3 応募事業者数

1事業者

4 選考経過

| 項目 | 時期 |
|-----------------------|--------------------------|
| 公募期間 | 令和6年10月8日から 同年11月5日まで |
| 一次審査（書類審査）結果通知 | 令和6年11月29日 |
| 二次審査（プレゼンテーション・質疑 応答） | 令和6年12月6日 |
| 二次審査 結果通知 | 令和6年12月9日 |

5 運営委託開始年月日（予定）

令和7年4月1日

6 馬込保育園及び田園調布保育園の状況について

2度にわたって公募を実施したが事業者からの応募が無かったため、引き続き区職員が給食調理業務に対応する。当該2施設における今後の方針はあらためて整理する。

| |
|--------------------------|
| こども文教委員会 令和7年2月26・27日 |
| こども家庭部 資料6番 |
| 所管 保育サービス課 |

令和7年度 認可保育園等一次利用調整の結果について

令和7年4月認可保育園等一次利用調整の結果について報告する。

<一次利用調整の結果>

| 区分 | 7年度 | 6年度 | 増減(人) |
|----------------|--------|--------|-------|
| 申込数 | 4,350人 | 4,587人 | ▲237人 |
| 内定数 | 3,310人 | 3,397人 | ▲87人 |
| 保留数 | 1,040人 | 1,190人 | ▲150人 |
| うち育児休業 延長希望 | 305人 | 501人 | ▲196人 |

<二次利用調整の予定>

- 申込期限 令和7年2月10日(月)
- 結果通知発送 令和7年3月5日(水)